

# 静岡県男女共同参画会議要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県男女共同参画推進条例（平成13年静岡県条例第46号）第16条の規定に基づき、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画を推進する団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他知事が必要と認める者

## (委員長及び副委員長)

第3条 参画会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、参画会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (部会)

第4条 参画会議に部会を置くことができる。

## (会議)

第5条 参画会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 参画会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 参画会議は、委員長が必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。書面による審議にあたっては、事案の概要を記した文書を委員に通知し、委員からの書面による回答をもって出席したものとみなす。

## (意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、参画会議に関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 参画会議の庶務は、くらし・環境部県民生活局男女共同参画課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、令和7年10月16日から施行する。